

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

## 第二百五十二回 マルクス・レーニン思想の破綻（その二）

南出喜久治（令和6年9月15日記す）

### （二段階革命論）

ロシア革命は、大正6年（1917年）の2月革命と10月革命によるものです。

2月革命といふのは、ロシア暦の2月に、労働者と兵士たちがツァーリの専制政治を打倒して、ケレンスキー首班の臨時政府が成立した革命で、10月革命は、レーニンのボルシェビキが武装蜂起してケレンスキー臨時政府が倒れてソビエト政権が樹立された革命です。

2月革命は民主主義革命、10月革命は社会主義革命であり、二段階で共産革命が完了しました。

大正11年（1922年）にコミンテルンの日本支部として設立された日本共産党は、日本で内乱を起こし、その混乱に乗じて革命を起こすことを目的とした内乱予備罪の犯罪者集団といふことになります。

国内において、理論的な問題として、明治維新は、ソ連の革命に照らして、民主主義革命か否かが議論され、講座派（野呂栄太郎ら）はこれを否定し、労農派（山川均ら）は肯定しました。

そして、敗戦後の昭和21年1月に、延安（ソ連経由）からパフォーマンスでコウモリ傘一本を携へて帰国した野坂参三は、この「二段階革命論」を主張し、「愛される共産党」を唱へ活動を始めましたが、野坂は、占領憲法をブルジョア革命としてみました。

つまり、占領憲法の規定を最大限に利用して社会主義革命へと進展させるといふものであり、ソ連の指示とほりの主張です。

ところで、この二段階革命説の第一弾としての占領憲法を「革命」であるとした宮澤俊義の八月革命説は、この野坂参三のパクリの主張であり、それが当時のGHQの方針に追随するものであつて、東京帝国大学の教授の地位を変節によつて勝ち取つたといふことになります。

### （武装闘争路線（暴力革命、敵の出方論）について）

ソ連と中共の命令に基づく日本共産党（日共）の武装闘争路線（暴力革命、敵の出方論）は、民主集中制（党首公選制の拒絶）と不可分一体のもので、それを説明するためには、昭和26年の五全協での51綱領に遡ることになります。

51 年綱領では、武装闘争路線を採択しました。そして、中核自衛隊、山村工作隊などによる火炎瓶闘争が全国的に展開され、警察官、民間人を殺害し、多く死傷者が出ました。その批判から、次の総選挙では共産党は大惨敗したため、その路線の変更が検討されたのです。

この武装闘争は、朝鮮戦争における後方撓乱による北朝鮮及び中共の支援行動と位置付けられる。

そして、その軌道修正案として「敵の出方論」が提案されました。これは、武装闘争路線は維持し、政府が実力阻止に出た場合には、当然に武装闘争で対抗して革命を遂行するといふもので、占領憲法をブルジョア憲法としてこの人権条項を革命のために最大限利用して、来るべき革命を実現して革命憲法を制定させるといふ、野坂参三の二段階革命論の維持を唱へたのです。

しかし、これを変節と捉へた、日本共産党（行動派）の大武礼一郎などは、日共が ML 主義に忠実でない優柔不断を徹底的に批判し、徳田球一を支持して、日共に代はる武装闘争第一主義の勢力結集を呼び掛けました。それが、新左翼、過激派へと発展するのです。

いづれにせよ、新左翼、過激派を生んだ原因と責任は日共にあります。これは日共の補完勢力であつて、この過ちを徳田球一個人の責任として組織の責任ではないとする宮本、不破、志位の独裁者の見解は卑怯にもほどがあります。日共の組織挙げての武装闘争路線は、いまもなほ維持されてゐるのです。少なくとも、公式にその誤りを認めて路線の撤回をしてゐないのです。

公安調査庁は、破防法の調査対象団体と認定してゐます。これは、鈴木宗男、鈴木貴子の質問主意書の回答でも明らかなのです。

日共は宮本、不破、志位による民主集中制といふ独裁体制を堅持し、日共の支配下にある民商、民医連においても、民主主義や言論の自由はありません。

武装闘争、暴力革命とプロレタリアート独裁といふ政治理念を堅持してきた宮本、不破、志位の路線からすると、もし、党首公選制を採用すると、武装闘争、暴力革命とプロ独を放棄する新党首が出現し、党綱領を変更して、労農派、非共産マルクス主義、社会民主主義の政党へと変質する可能性があるからです。

イタリア共産党（創立者・グラム氏ら）は、地方では圧倒的な支持がありましたが、中央では支持を得られなかつたのです。それは、中央で政権を獲得すると独裁政権が生まれるので認められないが、地方では中央政府の批判的勢力として活躍させることに大衆の支持が得られたためです。そのため、イタリア共産党は、社民政党に変更して、いまや党名

は民主党となつたのです。

共産党のいふ党名に日共が固執するのは、「共産」はマルクス・レーニン主義の共産主義を意味し、暴力革命とプロ独が中核方針となつてゐるからです。

最近になつて、党首公選制を主張した松竹伸幸、鈴木元の除名、その除名に異議を唱へた蛭子智彦（南あわじ市議）の除籍が続きましたが、これは、まさに、イタリア共産党の轍を踏むことを一番恐れてゐるからです。

蛭子智彦は、「党内民主主義は終わっている」と発言したことで除籍になりましたが、初めから党内民主主義は存在してゐないので、「終わっている」とすることは明らかな誤りです。しかし、そんな誤つたことを発言したことが除籍の理由ではありません。党首公選制に繋がる言動を徹底的に弾圧しなければ組織防衛ができないからです。

除名処分や除籍処分によつて日共が独裁体制を必死に維持しやうとするのは、党内民主主義と言論の自由を許容すれば、必ず黨員は社民思想に傾倒して、武装闘争路線、暴力各面路線、プロ独路線を放棄してしまふ傾向が増大し、それを堂々と表明する党首候補が出現する。そのことをどうしても防がねばならず、そのやうな流れになることを必死で防ぐ必要があるからです。